

「恐怖政治」と最高存在の祭典

——ロベスピエールの徳論——

上 田 和 彦

はじめに

革命が展開していくなかで王権が停止され、民主共和政が創設されようとしていた時期に「恐怖政治」が始まったことは注目に値する。主権はすでに国王にはなく、人民にあることになっている。しかるに、主権を握るべき「人民」から、ある人々が排除されるのである。排除されたのは、絶対王政下の主権者であった国王、旧体制を支えていた貴族や聖職者、革命開始後に立憲君主政を支持した者たちだけではない。これまでともに民主共和政に向かってきた者たちのなかからも、人民の代表者である議員や地区の政治的指導者を始めとして、市井の名のない人々まで「反革命容疑者」として検挙され、断頭台に送られたのである。なぜこのように、人民主権が創設されようとするまさにその時に、主権者となるべき「人民」が選別されるという事態が生じたのか。興味深いことに、「恐怖政治」が実行され、市民たちが戦々兢兢としているなかで、「最高存在の祭典」が企画され、実行された。この祭典は、「最高存在」という神への宗教的感情によって「人民」を結集させ、教化することを目的とした祭典であった。なぜ、人民を超越する主権者を頂点に据えることのない政体が目指され、社会の非キリスト教化が進められていたまさにその時に、当時の立法者たちは、「最高存在」という超越者の宗教的権威に頼らざるをえなかったのか。しかも、なぜ、祭典という芸術の手段に頼らざるをえなかったのか。「恐怖政治」によって市民たちを怯えさせる一方で、祭典に集まった市民たちを喜ばせ

て結びつける。なぜこのようなことが、民主主義の創設期に起こったのか。

1-1 非常事態宣言と「恐怖政治」

「恐怖政治」も「最高存在の祭典」も、革命政府によって敢行された。非常事態時になされたということだ。一七九三年八月四日、人民主権を謳った憲法が国民投票によって圧倒的多数で承認され、一〇日には公布されたものの、なかなか施行されず、二ヶ月後の一〇月一〇日には、この憲法を提案した「公安委員会」(Comité de salut public)によって、施行を延期する提案が国民公会でなされ、この提案が受け容れられることになる。なぜ、公安委員会と国民公会は憲法の施行を延期すべきと判断したのか。サン=ジュストが言うには、共和国がおかれている状況に鑑みれば、この憲法が「自由に対する攻撃」を「罰するのに必要な意思に欠けるため」、「自由に対する攻撃を保護するもの」になってしまうからだ¹⁾。憲法が公布された八月一〇日からすでに、この時期に国民公会を解散し、新たな選挙を行うのは賢明ではないとの意見が出されていた。また、新憲法が施行されてしまうと、共和国の内部にいる敵たちが自分らの「自由」を守るのに新憲法を悪用するのではないかと危惧された。山岳派の議員たちが多数派となった国民公会は、実際この時期、対外戦争だけでなく、国内の混乱に対処しなければならなかった。ヴェンデ地方の反乱に加えて、リヨン、マルセイユなどでは「連邦主義者²⁾」が蜂起し、食料品不足の問題が、とくに首都パリでは深刻であった。パリのサン=キュロットたちからは、すでに逮捕されているジロンド派や、食料品を買い占めている者への処置に関して対応の遅さを批判され、国民公会と政府の機関が迅速に容疑者を逮捕し、拘留された者に判決を下すように、強い請願を受けていた。市民たちによる前年九月の大虐殺の記憶がいまだに生々しい議員たちは、市民たちが「裏切り者」に

1) Saint-Just, *Œuvres complètes*, Gallimard, 2004, p. 637.

2) 連邦主義者 (fédéraliste) とは、山岳派がジロンド派に与えた蔑称であり、一七九三年六月二日にジロンド派議員が逮捕された後、ジロンド派は地方に散り、とくにリヨンやマルセイユで、山岳派が優勢になった国民公会の政治方針に反対する蜂起を組織した。

直に手を下すのを避けるため、八月二八日には国民公会において非常事態を宣言し（「国の独立が決定的に莊嚴に確立されるまでフランスは革命の状態にある³⁾）、九月五日には、厳格で敏速な措置を取ることができるように中央の諸委員会と革命裁判所を刷新し、地方の買い占め業者を取り締まるために「革命軍⁴⁾」を創設することを決める。そして一七日には、とうとう反革命容疑者法が発令される。こうした一連の措置により、サン＝キュロットたちが求めていた「恐怖政治」を、国民公会と公安委員会が率先して実行することになる。つまり、一部の戦鬪的共和主義者たちの要請に応えるかたちで、立法府と政府が「合法的な」制度と機関を整えたのである。ただし、「恐怖政治」を正当化するこのような法律や制度はあくまでも、フランスが憲法の施行を延期しなければならない「革命の状態」にあるという考え方に基づいた、非常事態時の例外措置であった⁵⁾。

1-2 反革命容疑者

反革命容疑者法では、どのような人物が容疑者とされたのか。

3) *Archives parlementaires*, Tome 73, Séance du mercredi 28 août 1793, p. 128.

4) 「革命軍」(armées révolutionnaires)とは正規の軍隊ではなく、最高価格法を徹底させ、食料供給を促すために作られた武装組織である。「Armées révolutionnaires», *Dictionnaire historique de la Révolution française*, PUF, 1989, p. 41-42.

5) 憲法が公布された一七九三年八月一〇日から、「恐怖政治」が整えられる九月までの動向については、以下の論文を参照。Anne Jourdan, « La journée du 5 septembre 1793 —La terreur a-t-elle été à l'ordre du jour?», *Visages de la Terreur —L'exception politique de l'an II*, Armand Collin, 2014, p. 45-60. この論文では、歴史上「恐怖政治」が始まったとされる九月五日、国民公会においては「恐怖政治」(La Terreur)という言葉によって今後取られる例外的法措置が名付けられていたわけではないこと、ただしこの日以降、「恐怖の実行」(la terreur à l'ordre du jour)の言い回しがたちまち人口に膾炙したことが指摘されている。一七九三年九月からテルミドール反動までの例外的法措置を「恐怖政治」(la Terreur)と呼んだのはテルミドール派であり、「恐怖政治」が事実上実行されていた時期、国民公会の法令で「恐怖政治」という用語は正式には用いられていない。

第一条：この政令の公布後ただちに、共和国の領土にいて、いまだに自由の身であるすべての容疑者は拘束された状態に置かれる。

第二条：容疑者とされるのは以下の者。

一. その振る舞いによってであれ、その交友関係によってであれ、話したことや書いたことによってであれ、専制や連邦制の支持者、自由の敵であることが判明した者。

二. 本年三月二日の法で規定されたやり方によって、生活手段と市民的義務の履行を証明することができない者。

三. 良民証〔*certificat de civisme*⁶⁾〕の発行が拒絶された者。

四. 国民公会ないしその委員会によって職務を中断、ないし罷免され、復職が認められていない官吏、とくに本年八月一四日の法により罷免された者ないし罷免されるべき者。

五. 旧貴族に属す者、総じて夫、妻、父、母、子息、子女、兄弟、姉妹のすべてのうち、革命への愛着を変わず示すことをしなかった者。

六. 一七八九年七月一日から一七九二年四月八日の法の公布までの期間に亡命した者。上記法で定められた期限内、もしくはそれ以前にフランスに帰国していても同様。⁷⁾

法案起草の段階で容疑者として狙いを定められていたのは、旧貴族、王党派、「連邦主義者」、亡命者とその親族、宣誓拒否聖職者、外国人、罷免された官吏であった。しかし、いったいどうやって、「その振る舞いによってであれ、そ

6) 良民証は当初、公証人、執達吏、代訴士、弁護士など特定の職業に従事する者に要求されたが、この証明書の取得が義務づけられる職業は徐々に増え、すべての官吏、教員、年金受給者も含まれることになる。証明書の発行は、反革命容疑者法制定以後、「監視委員会」（この組織については後に戻る）に委ねられた。« *Certificats de civisme* », « *Comités de surveillance* », *Dictionnaire historique de la Révolution française, op.cit.*, p. 198 et p. 258.

7) *Décrets et Lois 1789-1795: Collection Baudouin*, vol. 41 (1^{er}-21 septembre), p. 185. このコレクションは次のサイトで公開されている。http://collection-baudouin.univ-paris1.fr/decrets-lois

の交友関係によってであれ、話したことや書いたことによってであれ、専制や連邦制の支持者、自由の敵であることが判明した者」を厳密に見分けることができるのか。容疑者の定義には「自由の敵」という曖昧な文言も入っている。それゆえ、国民公会と公安委員会が想定した以外の人々も、反革命的と疑われる余地があった。

パリのサン＝キュロットたちは、容疑者法の曖昧な文言を解釈して容疑者の適応範囲を拡大した。パリのコミューンに提案された解釈では、次の者たちも容疑者とされている。

- 一. 人民の集会において、狡猾な演説、騒々しい叫び声、不平不満を表す眩きによって、人民の活力を遮る者。
- 二. もっと慎重で、共和国の不幸についてひそかに語り、人民の運命を哀れみ、苦しむ振りをして、悪い知らせを広めようとつねに準備している者。
- 三. 事件によって言動を変えた者。王党派、連邦主義者の罪には口を噤むものの、愛国者の軽い過ちは誇張して罵り、共和主義者に見えるように、入念に繕われた峻厳さ、厳格さを装う者、寛容派や貴族が問題になるやいなや前言を翻す者。
- 四. 法的措置がとられた貪欲な農民や商人に同情する者。
- 五. 自由、共和国、祖国といった言葉をつねに口にしながら、旧貴族、反革命的司祭、貴族主義者、フイヤン派、寛容派のところに入入りし、これらの者の運命に関心を持つ者。
- 六. 革命にかかわることすべてにおいて、積極的な貢献をいっさいせず、釈明するために、税金の納付、愛国的な寄付、代理やその他の方法で済ませた国民軍での兵役などを吹聴する者。
- 七. 共和国の憲法を無関心な態度で受け取り、その施行と持続性について偽りの懸念を表明した者。
- 八. 自由の妨げになるようなことは何もしていないが、自由のためになることも何もしなかった者。
- 九. 自分の支部会に頻繁には入入りせず、その言い訳として、うまく話すことがで

きないとか、仕事が忙しいからと言う者。

十. 当局者、法の証、民衆協会、自由の擁護者について軽蔑しながら語る者。

十一. 反革命的請願に署名し、反公民的な協会やクラブに頻繁に出入りした者。

十二. ラファイエットの支持者、シャン・ド・マルスに乱入した虐殺者。⁸⁾

容疑者のリストを作成し逮捕にあたったのは、コミューン（自治体）やその地区におかれていた「監視委員会」（Comités de surveillance）であった。委員会を構成する十二人の委員は各コミューンによって指名され、全構成員十二名中の最低七名が出席したうえで、絶対多数決によって逮捕が決定された。逮捕について、中央の「保安委員会」（Comité de sûreté générale）へ報告が義務づけられていたものの、「監視委員会」はその統制から逃れる傾向にあった。国民公会は、恣意的な逮捕を恐れ、反革命容疑者法に文字どおりには容疑者と記されていない者については、逮捕理由を作成し、派遣議員（国民公会での決定をフランス全土に徹底させるために各地方に派遣された国民公会の議員）もしくは「保安委員会」へ報告するように委員会を義務づけ、次第に革命政府の統制下に置くようにし、最終的に、委員は公安委員会によって指名されることになる。⁹⁾このように国民公会と公安委員会は警戒したのだが、中央の指導者には恣意的にみえる逮捕が起こりうる余地は残った。どのような者が、実際に逮捕されたのか。

パリの「監視委員会」が作成したリストでは、「王党派」（royaliste）、「人民の血を吸うヒル」（sangsue du peuple）、「秩序破壊者」（factieux）、「乱暴な輩」（violent）、「無関心な輩」（indifférent）という容疑者の分類がなされている¹⁰⁾。「王党派」とは、旧体制にいまだに愛着がある者たちのことで、具

8) *Réimpression de l'ancien Moniteur*, Bureau central, 31 vol., 1840-1845, vo. X VIII, p. 89-90.

9) « Comités de surveillances », *Dictionnaire historique de la Révolution française*, op.cit., p. 258.

10) Boulant Antoine, « Le suspect parisien en l'an II », *Annales historiques de la Révolution française*, n° 280, 1990, pp. 187-197.

体的には、旧貴族とその使用人、旧体制下での役人、司祭、亡命者とその親族、外国人とその親族を指す。「人民の血を吸うヒル」とは、革命を利用して金儲けしようとする者たちのことで、食料品を買い占める者や不法な取引をする者を指す。「乱暴な輩」とは、地区集会などの公の場で愛国者の言動を妨害し、革命の流れに楯突く者である。「秩序破壊者」とは、国民公会の多数派に反対する意見も持っている者たちのことで、立憲君主政の支持者だけでなく、広い意味での共和主義者でありながらも国民公会で弾劾された議員や政治的指導者と同じ考えを持つ者たちを指す。したがってこのカテゴリーには、共和主義者の仮面をつけて国民を騙し扇動したとされる者の支持者が、一七九三年秋から年から一七九四年春にかけて次々と加わっていく。すでに逮捕されていたジロンド派の同調者が、国を分裂させる「連邦主義者」として、ジャーク・ルーの同調者が、行き過ぎた平等主義を唱える「過激派」(enragé)として反革命容疑者とされただけでなく、エベールが処刑されれば、その同調者はいたずらに理性崇拜と無神論を説き非キリスト教化を極端に押し進めて社会を混乱させる者として、ダントン派が処刑されれば、その同調者は穏健すぎて革命を遅らせる者として、反革命容疑者とされることになる。「無関心な輩」とは、先に見たパリのコミュニンの解釈では、「自由の妨げになるようなことは何もしていないが、自由のためになることも何もしなかった者」のことである。このカテゴリーは反革命容疑者法の文言には見当たらないが、サン＝ジュストが革命政府を正当化した一〇月一〇日の演説では、次のように高らかに言われている。

自由に対する最後の敵に息がある限り、期待すべき繁栄はまったくない。諸君には、裏切り者だけでなく、無関心な輩も罰する必要がある。諸君には、共和国において受動的で、共和国のために何もしない者は誰でも罰する必要がある。というのも、フランス人民がその意思を表明して以来、その意思に反するものはすべて、主権者から外れているからだ。主権者から外れているものすべてが敵である。¹¹⁾

11) Saint-Just, *Œuvres complètes, op. cit.*, p. 629.

国民公会においてこのように、「共和国において受動的」な者、「共和国のために何もしない者」もまた、処罰する必要があるとされる。それによって「無関心な輩」も、反革命容疑者法で規定されていないにもかかわらず、この法によって取り締まることが事実上できるようになったと考えられる。

共和国の主権者から「王党派」が排除されるのは理に適っている。「人民の血を吸うヒル」や「乱暴な者」が取り締まられるのも妥当と言えよう。恐ろしいのは、「秩序攪乱者」と「無関心な輩」のカテゴリーである。これらの定義はかくも曖昧であるため、誰が「自由の敵」であるかが、革命の進行状況と場所によって変わってくる。それゆえ、次第に独裁体制を固めていく公安委員会の決定、そして公安委員会で発言力を増していくロベスピエールの判断が、それだけいっそう重要性を増すことになる。

1-3 「恐怖政治」とロベスピエール

ロベスピエールは、逮捕が恣意的になることも、粛清が拡大するのも危惧していたようだ。例えば、反革命容疑者法が施行されて間もない頃、容疑者の取り締まりと処罰を強化すべきとの意見が出された際、ロベスピエールは次のように反論したと報告されている。

たしかにギロチンが重要だ。市民諸君、（このことはいまだに皆から理解されていないが）しかし、行き過ぎによって革命を破滅させようと望む輩がいる。軽率な提案はすべて警戒しなさい、それによって諸君等を誤った道に引きずりこもうとしているのだから。私は諸君に、ある過ちを告発することによって、諸君にその過ちを犯した者を追放させようとはまったく思っておらず、彼が一時的に正しい道から逸れたことを彼に思い出させようとしたのだ。罪人を増やさないようにしよう。暴君の未亡人と共謀の首謀者の首をはねよう。しかし、これらの必要な見せしめの後は、血を浪費しないようにしよう。私の寛容主義が非難されるだろうが、革命に役立つようにつねに行動しなければならないということを知りなさい。そもそも、もし私の努力が軽薄ならば、私は諸々の大義のなかでこのうえなく美しい大義のために死

ぬこともできよう。¹²⁾

このように、ロベスピエールは「共謀の首謀者」を処刑しなければならないと考えているが、「一時的に正しい道から外れた者」を処罰しようとは思っていない。この態度は一貫しており、ジロンド派議員を逮捕する議案に反対した平原派の議員を告発する動議が出された際には、彼らをジロンド派によって「だまされて道に迷った者」(égaré)として容赦するように他の議員たちを説得しており¹³⁾、一二月二五日に革命政府の原則について演説した際にも、首謀者の処刑だけで十分だという考え方を繰り返している。

恐怖をもたらすべきは、愛国者や不幸な者たちの心のなかへでは断じてない。横領物を分け合い、フランス人民の血を吸っている外国の悪党たちの隠れ家にもたらしべきなのだ。

公安委員会は、主要な罪人を処罰するのに法が十分な迅速さを少しも備えていないことに気がついた。結束した王たちの周知の手先である外国人ども、フランス人の血で染められた將軍ども、ドュムーリエ、キュスティーン、ラマルリエールの旧共犯者どもは、ながらく監禁されているが、いまだに判決が下されていない。

共謀者の数は多い。その数は増えているようであるが、この種の輩たちの代表は数少ない。無名で下端の罪人を百人処罰するよりも、共謀の首謀者一人を処刑したほうが自由には有益だ。¹⁴⁾

一種の施政方針演説のなかでこのような言葉を耳にすれば、革命裁判所に

12) « Contre le rapport de Julien (de Toulouse) sur les administrations rebelles », *Messager du soir ou Gazette générale de l'Europe*, t. I, no. 425, p. 4, *Œuvres de Maximilien Robespierre*, t. X, Société des études robespierristes, 2011, p. 152. 以下、この著作集から引用する際には OMR の略号を用いる。

13) « Contre la mise en accusation des députés protestataires contre le 2 juin », OMR, t. X, p. 135.

14) « Sur les principes du gouvernement révolutionnaire », OMR, t. X, p. 280.

よって死刑に処されるのは、王妃マリー・アントワネットやオルレアン公といった王族の代表、バイイやバルナーブといったフイヤン派の残党、ブリソーを始め逮捕されたジロンド派の議員、外敵と共謀してフランス軍を内側から脅かしているとされた将軍や将校たちだけに留まるかに見える。実際、「共謀の首謀者」には迅速に判決が下されるようになる一方で、一般の者に対しては逮捕容疑を吟味して、釈放する措置もすでにとられていた。また、反革命容疑者の逮捕に当たっていた「監視委員会」の委員を公安委員会によって決定するように改革し、各コミューンを公安委員会の統制下において、恣意的な逮捕を防ごうとする措置もとられていた。

しかし、粛清はそれだけには留まらなかった。今度は、山岳派内部で分派と見なされた勢力を代表する人物たちが、国民公会から排除されたジロンド派と同じように「共謀の首謀者」として断罪され、処刑されるようになるのである。山岳派内部での分派間の抗争の勃発を危惧したロベスピエールは、非キリスト教化を推し進め無神論まで唱えようとするエベールに対しても、断罪された者たちに恩赦を求めるダントンやデムーランに対しても、ジャコバンの集会や公安委員会内部で逮捕すべきという意見が出されたにもかかわらず、何ヶ月も調停役を務めようとした。しかし結局のところ、公安委員会を自らの新聞で公然と批判し、パリのサン＝キュロットへ蜂起を呼びかけたエベール派は、一七九四年の三月一五日に、そして三月三〇日にはついに、ダントンとデムーランも逮捕され、処刑されることになる。そして、これらの「共謀の首謀者」の首がはねられた後にも粛清は続き、六月一〇日には、革命裁判所での審議を簡素化する法令が出され、六週のあいだに、革命裁判所設置からこの法令が出されるまでに処刑された人数よりも多い人々がパリでギロチンに掛けられることになる¹⁵⁾。「恐怖政治」によって処刑が行われたのは、パリの革命裁判所の管轄下だけではなく、反革命容疑者の審判が革命裁判所に一元化されるまで、蜂起し

15) Michel Biard, Pascal Dupuy, *La révolution française. Dynamique et ruptures 1787-1804*, Armand Colin, 2016, p. 111 et p. 306.

た地方に赴いた派遣議員と「革命軍」によって、すさまじい粛清がなされた¹⁶⁾。

なぜこのような粛清の嵐が吹き荒れたのか。もう一度、ロベスピエールの考え方を辿りながら、この問題を考えてみよう。

2-1 革命政府と「恐怖政治」

ロベスピエールは、すでに始められていた「恐怖政治」を正当化する大演説を二度行っている。一度目は、イギリス軍からトゥーロン港が奪還された知らせで沸き立つ一七九三年一月二四日、すでに国民公会で可決された革命政府の組織化（一月二四日）を正当化する演説である。この演説は、次のように始まる。

成功は弱き魂を眠りこませるが、強き魂を奮起させる。トゥーロンの奇跡を褒めそやすのはヨーロッパと歴史に任せ、自由へ向かう新たな勝利を準備しよう。

共和国の擁護者はカエサルの格言を採用する。為すべきことが残っているあいだは、何も為されていない、と彼らは信じている。われわれにはあまたの危険がいまだ残っており、われわれの熱情すべてを傾けねばならない。

イギリス人と裏切り者どもを打ち負かすのは、われらが共和国の兵士の能力にとって、ある程度たやすいことだ。同じくらい重要で、もっと難しいのは、かわらぬ活力でもって、われらが自由に対するすべての敵どもの果てしない隠謀を打ち砕き、公衆の繁栄が据えられるべき原則に勝利させることだ。¹⁷⁾

共和国にとって、何が為すべきこととして残っているとロベスピエールは言いたいのか。対外戦争にかんしては戦況が好転している。国内では、ヴェンデの反乱も、地方都市での「連邦主義者」の蜂起も鎮圧されている。それでもい

16) 「恐怖政治」によって粛清された人数については、いまだに歴史学上決着がついていない。最近の歴史書の一つでは、「恐怖政治」による死者は、三万五千人から四万人、ヴェンデの反乱での死者は一五万から二五万人とされている。 *Ibid.*, p. 112.

17) « Sur les principes du gouvernement révolutionnaire », OMR, t. X, p. 274-275.

まだに共和国は危険な状態にあると認識されている。「自由に対する敵」がいまだに残っていて、隠謀を張り巡らせているからだ。それゆえ、残っているすべての自由の敵の隠謀を打ち砕くことが、公安委員会に課せられた最初の義務であるとされる。では、どのように打ち砕くのか。「革命とは、自由の、自由の敵に対する戦争である¹⁸⁾」とロバスピエールは断言する。そうである限り、自由の敵に対しては、平時の政府とは違って、戦時の例外的な措置をとらねばならない。これが、革命のさなかにあるフランスに、非常時の政府を設置し、例外的な司法を行うのを正当化する論理である。このような考え方はかくも斬新なものであるため、説明を要するとロバスピエールは考える。

政府の役目は、政府設立の目的に国民の精神の力と身体のを導くことである。

憲法定定下の政府の目的は共和国を維持することである。革命政府の目的は、共和国を創設することである。

革命とは、自由の、自由の敵に対する戦争である。憲法とは、勝利した自由、平時の自由の体制である。

革命政府は非常時の活動を必要とする。なぜなら、まさに戦争状態にあるからだ。この政府は平時よりも画一的でなく、厳密ではない規則に服している。なぜなら、この政府がおかれている状況が波乱含みで、変わりやすいものであるから、そしてとくに、新たな切迫した危険にたいして、迅速で新しい措置を絶えず展開しなければならないからだ。

憲法定定下の政府はおもに市民的自由に専心する。革命政府が専心するのは、公的自由である。憲法が制定されている体制の下では、公権力の乱用に対して個々人を保護すれば、ほぼ事は足りる。革命的な体制の下では、公権力そのものが、それを攻撃するあらゆる分派から身を守らなければならない。

革命政府は良き市民に国家による保護のすべてを与える義務がある。人民の敵には、もっぱら死だけを与える義務がある。

以上の考え方だけによって、われわれが革命的な、と呼ぶ法律の起源と性質を説

18) *Ibid.*, p. 274.

明するには十分である。それを恣意的だとか暴政的と呼ぶ者たちは、正反対のものをごたませにしようとする、愚かな、あるいは邪な詭弁家なのだ。この者らは、平和と戦争、健康と病気を同じ体制の下に置こうと望んでいる、というよりもむしろ、彼らは暴政の復活と祖国の死だけを望んでいるのだ。彼らが憲法制定下の法諺の文字通りの執行を引き合いにだすのは、罰せられることなく、それらを侵すためだけにそうするのだ。¹⁹⁾

共和国を維持するのではなく、維持すべき共和国を創設するのが、革命政府の目的である。これが革命政府を正当化するうえでの大前提である。共和国はいまだに創設されていない。すなわち、誰が共和国の市民になって、憲法によって個々人の自由が公的権力から守られるかが、いまだ決定されていないということだ。革命政府は共和国の創設に向けて、すなわち「市民的自由」を保証する体制を生み出すために、まず「公的自由」を確立しようとしている。そのような役目を革命政府が持っている以上、この政府を攻撃する者は、「公的自由」を脅かす分派として共和国から締め出さねばならない。そのような分派に対して、革命政府は例外的な法令を布告しているのであって、その法令が「市民的自由」を認めず、憲法が制定された体制から見れば非合法的であるにしても、革命的な体制においては必要であり、正当なのだ。

それでは、誰が分派とされるのか。

それ〔革命政府〕は、弱さと無謀、寛容主義と行き過ぎという二つの暗礁のあいだを航行しなければならぬ。寛容主義と寛容の違いは、不能と貞節さの違いと同じであり、行き過ぎが活力に似ているのは、渦水症が健康に似ているのと同じだ。

暴君どもはつねにわれわれを、寛容主義の道によって、隷従へと後退させようとした。またいくたびかは、われわれを逆の極端さのうちに投げ込んだ。二つの両極端は同じ地点に到達する。目的の手前にいようと、彼方にいようと、目的から同じ

19) *Ibid.*, p. 274-275.

ように外れてしまう。²⁰⁾

分派とされるのは、「恐怖政治」の緩和を求めている「寛容主義」(modérantisme)と、「恐怖政治」のさらなる徹底化を求めている「行き過ぎ」(excès)、「超革命主義」(ultra-révolutionnaire)である(後者の首領としてエベールやショーメットが、前者の首領としてダントンやデムーランが名指しで断罪されるのは、数ヶ月後のことである)。この二つの分派は、革命という同じ目的を持っているにしても、革命の正しい目的、手前を目指しているか、あるいは、行き過ぎた地点を目指している両極端とされる。これらの両極端の分派は、考え方が正反対であるにしても、革命が正しい目標に辿りつくのを阻む「暗礁」である。そしてさらに、これらの分派は外国の「暴君」と共謀しているとされる。外部の敵と内部の敵が結託し、内戦の火をつけ、国民公会の解体をもくろんでいるとロバスピエールは何度も警鐘を鳴らす。ただし、その共謀とは、外部の敵と内部の敵が実際に通じて隠謀を練っているということでは必ずしもない。ロバスピエールが危惧しているのは、分派が対立して国民公会が分裂し、結果的に共和国が内戦に入ることである。フランスと戦争状態にある外国の君主とフランス国内の分派は、革命にたいする意見と態度が異なるにせよ、結果的に革命を頓挫させる可能性があるという点では同じであり、両者のあいだで具体的な隠謀が練られていない場合であっても、事実上の共謀と見なされるのである。このような事実上の共謀は、極めて危険であるとロバスピエールは考える。国内の分派は世論に多大な影響を及ぼす新聞を手にしており、善良で、無知な市民たちが両極端の考え方に染められて道を誤ってしまったら、革命の頓挫という、外国の君主たちがまさに望んでいる結果へと実際に導かれてしまうからだ。

それゆえ革命政府には、国内の分派という「自由の敵」に対してだけでなく、「愛国者」のためにも、このうえない注意深さが必要となると言われる。

20) *Ibid.*, p. 275.

しかしここにおいてこそ、政府にはこのうえない注意深さが必要となる。なぜなら、自由の敵どもはすべて、政府の誤りだけでなく、このうえなく賢明な措置さえ、政府に対して向け返すのだから。過度と呼ばれるものを政府が打つと、自由の敵どもは寛容主義と貴族主義を引き立てようとする。政府が寛容主義と貴族主義という二つの怪物を追求すれば、自由の敵どもは自分らの全力でもって過度へと進む。善良な市民たちの熱情を誤らせる手段を奴らに残しておくのは危険である。奴らが騙した善良な市民たちの勇気を削ぎ、迫害するのはもっと危険である。これらの誤りのひとつによって、共和国は痙攣しながら息を引き取る危険をおかすことになる。もう一方の誤りによって、無気力状態に陥り、まちがいに減じることになる。

それゆえ何を為すべか。邪な組織を発明した罪人を追跡し、愛国心にかんしては、その誤りにおいてすら保護しなければならない。愛国者たちを啓蒙し、人民を、その権利と、その運命の高みにまで絶えず高めなければならない。

この規則を諸君が採用しなければ、諸君はすべてを失う。²¹⁾

このようにして、革命政府の為すべきことが示される。すなわち、「自由の敵」を打ち、「愛国者」は保護する。注目すべきは、「寛容主義」と「行き過ぎ」が、極端すぎるという観点から同じ「自由の敵」という一般的で曖昧なカテゴリーにまとめられ、このカテゴリーが、「愛国者」という同じく曖昧なカテゴリーに対置されている点だ。ロベスピエールは「愛国者」を守ろうとしており、「愛国者」は「自由の敵」から騙されることがあるので、行き過ぎた場合も保護しなければならないとはっきりと述べている。しかし「愛国者」をどのようにして見分けることができるのか。「愛国者」を、革命の目標を行き過ぎる「自由の敵」と分かつ境界線、革命の目標まで達しない「自由の敵」と分かつ境界線は明瞭なのか。それは、革命がどのような共和国を目指しているかが示されなければ、明らかにならない。

21) *Ibid.*, p. 276.

2-2 革命の目標と「恐怖政治」

「革命政府の諸原理について」の演説からほぼ一ヶ月の後の一七九四年二月五日、ロベスピエールは「共和国の内政に関して国民公会を導くべき政治道徳の諸原理について」と題して、革命の目標から説き起こして、革命政府の内政方針を説明しようとする。

われわれが向かっている目標はいかなるものか。自由と平等を平和に享受することであり、あの永遠なる正義が君臨することだ。その正義の諸法とといえば、大理石や石のうえにはなく、すべての人間の心のうちに、それらを忘れていた奴隷やそれらを否定する暴君の心のうちにさえ刻み込まれている。²²⁾

「自由と平等を平和に享受すること」、「永遠なる正義が君臨すること」が目標とされている。ということは、現状では、自由と平等を平和に享受することがいまだにできず、いまだに正義が君臨していないということになる。では、自由と平等が平和に享受され、正義が君臨する、目標となる状態は具体的にはいかなるものか。

われわれが欲しているのは、下劣で残酷な情念がすべて鎖につながれ、慈悲深く寛大な情念がすべて法によって呼び覚まされるような物事の秩序である。[……]

われわれは、われらの国において、次のような転換をなそうと思う。利己主義を道徳によっておきかえたい。名誉を誠実によって、習慣を原理によって、礼節を義務によって、風潮の暴政を理性の支配によって、不幸の蔑視を悪徳の蔑視によって、傲慢を矜持によって、虚栄心を魂の偉大さによって、金銭への愛を栄光への愛によって、お人好しの社交仲間を善良な人々によって、隠謀を功績によって、気の利いた才気を天性 [génie] によって、うわさを真実によって、逸楽の物憂さを幸福の魅力によって、お偉方たちの卑小さを人間の偉大さによって、愛想のいい軽薄で

22) « Sur les principes de morale politique qui doivent guider la Convention nationale dans l'administration intérieure de la République », OMR, t. X, p. 352.

惨めな人民を寛大で力強く幸福な人民によって、いいかえるなら、君主政のすべての悪徳とすべてのばからしさを、共和国のすべての徳とすべての奇跡でおきかえたいと思う。²³⁾

多くの点について置き換えられるべきものが挙げられているが、そのほとんどすべてが、道徳的と言える内容のものであり、最後に、「徳」と「奇跡」という言葉で要約されていることに注目しよう。革命が目標とする理想的な共和国で実現されるべきは、市民がすべての「下劣で残酷な情念」を「慈悲深く寛大な情念」、すなわち「徳」で置き換えることなのだ。

それでは、なぜこのようにかくも「徳」が重視されるのか。それは、「徳」が民主政体としての共和国の根本的な原理、すなわち「政体を支え、それを動かす原動力」であると考えられているからだ。

ところで、民主的、あるいは人民による政体 [gouvernement populaire] の根本的な原理とは、いいかえるなら、この政体を支え、それを動かす本質的な原動力とはいかなるものか。それは徳である。わたしは、ギリシアとローマでかくも多くの奇蹟を成しとげ、共和政のフランスにおいては、もっと驚くべき奇蹟を生み出すはずの公共の徳のことを語っている。祖国とその法律への愛にほかならないあの徳のことを。

しかし共和国あるいは民主政の本質は平等であるから、祖国愛は必然的に平等への愛を含むことになる。

さらにたしかなのは、この崇高なる感情が、あらゆる個人的利益よりも公共の利益を優先させることを前提にしているということだ。となると、祖国愛はあらゆる徳をさらに前提にしているか、あるいは、それらを産み出すということになる。というのも、あらゆる徳は、あれらの犠牲的行為の数々を可能にさせる魂の力以外の何ものであろうか。たとえば貪欲や野心の奴隷はいかにして、祖国に自分の崇拜の

23) *Ibid.*

対象を捧げることなどできょうか。²⁴⁾

理想とすべき共和国の「原動力」は、「公共の徳」である。それでは「公共の徳」の内実は何か。祖国愛と言いかえられるこの「公共の徳」には、それが民主政における「公共の徳」である限り、「平等への愛」が含み込まれると言われている。さらに、「平等への愛」という「崇高な感情」には、「あらゆる個人的利益よりも公共の利益を優先させること」が前提になっている以上、「公共の徳」には、「犠牲的行為の数々を可能にさせる魂の力」にはかならない「あらゆる徳」が前提になっているか、それらを「産み出す」と言われている。込み入った論理であるが、要するにロベスピエールは、「公共の徳」の内実を、個人的利益を犠牲にして公共の利益を優先させることと考えているようだ。この「魂の力」が、共和国の「原動力」となって、奇蹟を生みだすはずなのだ。

それでは、このようにかくも重要視される「徳」を、フランス人民はそもそも備えているのか。ロベスピエールは、人民は生来徳を備えているが、それを失うことが度々あると考える。

幸福なことに、貴族主義的偏見に反して、徳は人民に生来備わるものである。ひとつの国は、その気骨と自由を次第に失っていった後、民主政から貴族政や君主政へ移行する時には、本当に腐敗している。それは凋落による、政治体の死である。²⁵⁾

それゆえ、民主政体としての共和国を創設するには、「徳」を発展させるような施策が是非とも必要になり、逆に、個人的利益を優先させるような情念はすべて罰せられねばならない。

共和国の魂は徳であり、平等である、そして、諸君の目標が共和国を基礎づけ、固めることである以上、その帰結として、諸君の政治行動の最初の規則は、諸君の

24) *Ibid.*, p. 353.

25) *Ibid.*, p. 355.

手がけることすべてを平等の維持と徳の発展に関連づけるものでなければならない。というのも、立法者の最初の配慮は政体の原理を強化しようとするものでなければならないからだ。かくして、祖国愛をかき立て、習俗を純化し、魂を高め、人間の心の情念を公共の利益のほうへ導くことを目指すものの一切が、諸君によって採用されるか、確立されねばならない。情念を個人的自我の汚辱に集中させ、卑小なものごとへの熱中と偉大なものごとへの軽蔑を目覚めさせようとするものの一切は、諸君によって拒絶されるか、罰せられねばならない。フランス革命という一連のものごとにおいて、非道徳的なものは非政治的であり、腐敗をもたらすものは反革命的である。²⁶⁾

かくして、目指すべき共和国において採用されるべきものと、拒絶されるべきものが、「徳」という基準によって、すなわち、「人間の心の情念を公共の利益のほうへ導くことを目指すもの」であるかどうかによって分けられる。そして、革命がそのような共和国を目指している以上、「愛国者」と「自由の敵」を分かちつのも、「徳」なのである。

ロベスピエールはさらに、「徳」によって「恐怖政治」を正当化しようとする。

平和時における人民による政体の原動力が徳であるなら、革命時における人民による政体の原動力は徳と同時に恐怖である。徳、それがなければ恐怖は不吉である。恐怖、それがなければ徳は無力である。恐怖とは、すばやく、厳しい、揺るぎない正義にほかならない。ゆえに、恐怖は徳の発露である。それは特殊な原理というよりも、祖国のこのうえなく切迫した必要に適用される、民主政の一般の原理の一帰結にほかならない。²⁷⁾

注目すべきは、「恐怖は徳の発露である」という断定である。どのような論理でもって、このような断定が導かれるのか。この断定を導くのは、「恐怖と

26) *Ibid.*, p. 354.

27) *Ibid.*, p. 357.

は、すばやく、厳しい、揺るぎない正義にほかならない」という考え方である。では、なぜ「恐怖」は「正義にほかならない」と言えるのか。ロベスピエールが念頭においているのは、「恐怖政治」において実際に「正義」の裁きを担った革命裁判所のことだろう。事実、革命裁判所は、反革命容疑者を、より「すばやく、厳しく、揺るぎない」仕方で裁くように何度も改編された²⁸⁾。「正義」が「恐怖」となるのは、「正義」が裁くからである。では、なぜそれゆえに、「恐怖は徳の発露である」と言えるのか。それは、「徳」とはそもそも「正義」を目指しているという考え方が前提になっているからだ。「徳」が目指す「正義」を基準として裁く。それゆえ、その裁きがどのように恐ろしいものであっても、その恐怖は「民主政の一般的原理の帰結」として正当化されるのである。「恐怖政治」は、正義が実際に裁きをもたらしことができるようにした仕組みである。これ以上に「恐怖政治」を正当化する原則はあるだろうか。

それでは、正義の裁きが恐れさせるのは、どのような人々か。それは「徳」を示すことのないあらゆる人々である。「徳」が目指す「正義」にそぐわないあらゆる存在である。それはロベスピエールが反革命容疑者として言及している「寛容派」(modéré)＝「偽革命家」(faux révolutionnaire)と「行き過ぎ」(excès)＝「超革命派」(ultra-révolutionnaire)の人々だけには限らない²⁹⁾。革命が目指す「正義の君臨」の手前に留まってしまう者、その先まで進んでしまう者すべてである。しかも、実現すべき正義とは何かを知らないという言い訳もきかない。なぜなら、「正義の諸法といえ、大理石や石のうえにはなく、すべての人間の心のうちに、それらを忘れていた奴隷やそれらを否定する暴君の心のうちにさえ刻み込まれている³⁰⁾」のだから。ということは、個々人が自分の心を覗き込みながら、自分の情念が公共の利益のほうへ導かれているか、「個人的自我の汚辱」に集中されていないかどうかを点検しなければなら

28) 革命裁判所の改編に関しては、一七九三年一〇月二九日、一七九三年一月二五日の国民公会でのロベスピエールの発言を参照。OMR, t. X, p. 159-161, p. 280-281.

29) 二つの分派に関しては、この演説ではとくに以下の頁を参照。OMR, t. X, p. 359-366. ここでもまだ、二つの分派に属する者として誰も名指されていない。

30) 既に引用。OMR, t. X, p. 352.

ない。それは際限のない作業となる。そうであるならば、恐怖を覚えないでいる人がどれだけいるだろうか。「恐怖政治」によって実際に裁かれ、処刑された者の数は限られている。しかし、「次は自分が」と恐れないでいられたらどうか。「恐怖政治」は、限定された「自由の敵」を肅清するだけのものではない。あらゆる市民の心を個人的利益から公共の利益に向け変えさせる陶冶の装置と結果的になるのである。

3-1 国民教育と「最高存在の祭典」

この方向においてこそ、「恐怖政治」のまっただなかで、なぜ「最高存在の祭典」が行われたかを考える必要がある。

「最高存在の祭典」を行う案をロベスピエールが国民公会に提示するのが一七九四年五月七日、挙行されるのが六月八日のことだ。すでにエベールを始めとする「超革命派」の指導者が三月二四日に、ダントンやデムーランを始めとする「寛容派」の指導者が四月四日に肅清されていた。

まず注目したいのは、「最高存在の祭典」を始めとする国の祭典が、国民教育というもっと大きな施策の一環として考えられていることだ。

道徳を永遠で聖なる基礎に結わえつけよう。人にたいするあの宗教的な敬意を、自分の義務へのあの深い感情を人に吹き込むことにしよう。それは、社会の幸福を唯一保証するものである。われらのあらゆる制度でもって人を養うことにしよう。公教育はとりわけこの目的に向けられるべきだ。諸君はおそらく、われらが政体の性質とわれらが共和国の運命の崇高さに類似した偉大な気骨を人に刻印しなければならない。共和国をすべてのフランス人にとって共通で同等のものにする必要性を諸君は感じなければならない。殿方たちを育成するのはもはや重要でなく、市民たちを育成するのが重要だ。祖国だけがその子供たちを育てる権利をもっている。祖国はこの寄託を家族の傲慢にも、個々人の偏見にも任せることができない。これらの傲慢や偏見は、貴族主義を果てしなく養う糧であり、魂たちを孤立させて偏狭にし、社会秩序の礎をすべて一様に破壊する家庭内の連邦主義を果てしなく養う糧であ

る。この重大な主題は、だが、ここでの議論には無関係である。

しかし、公教育の本質的な一部として考慮されねばならない一種の制度があり、それはここでの報告の主題に必然的に属している。私は、国の祭典について語りたい。³¹⁾

公教育については、前年の一七九三年の六月末から八月にかけて国民公会で議論されていた。その際、ロベスピエールは、ミシェル・ルペルチエ（国王処刑に賛成票を投じたため、国王の元護衛官によって殺害された）の公教育案を国民公会で全文紹介するほど評価していた。ロベスピエールが読み上げたルペルチエの原稿のなかには、次のような言葉が見つかる。

私は、われらが旧体制の悪徳によって人類がどれだけ墮落してしまったかを考慮して、全般的な再生を行う、こう言ってよければ、新たな人民を創出する必要があると確信した。

この法律の要点は、まさに国民のための、まさに共和主義的な、すべての人々にたいして平等で有効なやりかたで共通のものとなる教育、身体的な素質にとってであれ、精神的な気骨にとってであれ、人類を再生させることができる唯一の教育を基礎づけることだ。[……] 私は諸君が次のように発令することを望む。少年は五歳から十二歳まで、少女は十一歳まで、すべての子供たちは、区別されることなく、例外なく、共和国の経費でもって共同で育てられ、すべてのものが、平等という聖なる法の下で、同じ衣服、同じ食事、同じ教育、同じ世話を受けることになる、と。³²⁾

ルペルチエはこのように、墮落してしまった人民を「再生」させるために、「新たな人民を創出する」ために、初等教育の期間、子供たちをすべて親元か

31) « Sur les rapports des idées religieuses et morales avec les principes républicains, et sur les fêtes nationales », OMR, t. X, p. 458.

32) « Sur le plan d'éducation nationale de Michel Lepeletier », OMR, t. X, p. 13 et p. 15.

ら離して寮に入れ、同じ生活を何年も送らせることによって、「共和国の鑄型³³⁾」に投げ込んで、平等な市民を育成する国民教育を提案していた。ロベスピエールは、こうした国民教育を全国民に強制的に課すという点だけを修正し、国民公会にルベルチエの案を提出しようとした。国民公会では結局、修正された案（親に選択する自由を与えながらも、国民学校に子供たちを送らせるようになるための発奮材料とする）も採用されなかったが、ロベスピエールは、人民を「再生」させるための国民教育という考え方をその後も抱き続けていたと考えられる。事実、国民教育の一環としてあげられる国の祭典は、まさに「再生」の手段とされている。

国の祭典の仕組みが十分に理解されたならば、それはこのうえなく甘美な兄弟愛の絆となろうし、このうえなく強力な再生の手段となろう。³⁴⁾

3-2 宗教的感情と市民的義務

それでは、ロベスピエールはどのような祭典を提案したのか。演説の最後に示された法案は次のようにはじまる。

第一条：フランス人民は最高存在の实在と魂の不死を認める。

第二条：フランス人民は、最高存在にふさわしい崇拜が人間の諸義務の実践であることを認める。

第三条：フランス国民がこれらの義務の最前列におくのは、悪しき信仰と暴政を嫌い、不幸な者たちを助け、弱者たちを敬愛し、虐げられた者たちを守り、他の者たちにできるだけ善行をなし、いかなる者にたいしても不公平でないということである。³⁵⁾

33) *Ibid.*, p. 32.

34) «Sur les rapports des idées religieuses et morales avec les principes républicains, et sur les fêtes nationales», OMR, t. X, p. 459.

35) *Ibid.*, p. 462-463.

最高存在の实在と魂の不死を信じるかいなかは、個々人の信仰の問題である。信仰の自由を認めておきながら、それでも、最高存在の实在と魂の不死をフランス人民すべてに認めさせるように仕向ける法案が出されるのは、驚くべきことだ。なぜロバスピエールはこのような大胆な法案を出そうとしたのか。最高存在という人間を超越する神を崇拜することが、とりもなおさず、人間の諸義務の実践に繋がられていることに注目しよう。最高存在の实在を人民全てに認めさせようとするのは、市民たちが市民としての義務を実践することができるようにするためなのである。しかし、どのような論理でもって、神への信仰が市民的義務の実践に結びつくのか。

最高存在と魂の不死という観念は、正義に絶え間なく立ち返らせるものだ。したがってそれは、社会的な観念であり、共和主義的な観念である。自然は人間のうちに、快と苦の感覚を据えており、それによって、自分に有害である生理的な事物は避けるように、自分に都合がよい生理的な事物は探すように人間は強いられる。道徳上の事柄にかんして、理性的推論によるぐずぐずとした助けをかりずとも、善をなし、悪を避けるように仕向けるような敏速な本能を人間のうちに創造するならば、社会の傑作となろう。というのも、自分の情念によって道を誤る各人の個々の理性はしばしば、情念の言い分を弁護する詭弁家にすぎず、人間の権威は人間の利己愛によってつねに攻撃されうるからだ。ところで、この貴重な本能を産み出すか、あるいは、それにとってかわるものとは、人間の権威の不十分さを補うものとは、宗教的な感情であって、この感情を魂のなかに植え付けるのは、人間よりも優れた力によって道徳の諸戒律に承認が与えられるという考え方である。それゆえ、立法者が無神論を国策にしようと目論んだ例を私は知らない。³⁶⁾

ロバスピエールが立法者として、最高存在は实在するという考え方を人民に認めさせようとするのは、この考え方が、社会にとって有益であるからだ。この引用部分の前でロバスピエールは、「たとえ神の实在が、たとえ魂の不死が

36) *Ibid.*, p. 452-453.

夢にすぎなかったとしても、それらはなおも、人間の精神が思いついたあらゆる考え方のなかで最も美しいものであろう」と述べ、さらに、「立法者の目にとっては、世間で有益であり、実践において良きものはすべて、真理である」と明言していた³⁷⁾。つまり、神が実在するという考え方が社会に役立つ限り、神がほんとうに現実に存在するかどうかは立法者にとって重要ではなく、この神の観念が社会に及ぼす現実的な力を重視すべきである、と言いたいのである。別の演説ではヴォルテールに倣って、「たとえ神が実在しなかったとしたら、それを発明する必要がある³⁸⁾」とまで述べていた。ではなぜ、神の観念が有益なのか。それは、この観念が、フランス人民の道徳をいまだに基礎づけているからである。

フランス人民は、司祭にも、迷信にも、宗教的儀式にも執着していない。ただ信仰そのものに、言いかえるならば、罪にとっては恐怖となり、徳にとっては支えとなる人知を超えた力という観念に執着しているだけだ。³⁹⁾

つまり、フランス共和国がカトリック教会の制度と儀式からどれだけ離れていこうとしても、神という「人知を超えた力」が裁いてくれるという観念だけはいまだに、義務や道徳に関して、とくに庶民を導いているということだ。だからロベスピエールは、次のように断言する。「無神論は貴族主義的である。虐げられた無辜には気を配り、勝ち誇る罪は罰する偉大な存在という観念は、まるごと民衆に普及している⁴⁰⁾」。このような「偉大な存在」の観念を民衆が抱くのは、善行と悪行を見分けて裁いてくれる正義の審判者が存在することを期待するからである。たとえ愛国者が自由の敵の手にかかって苦しみながら死んだとしても、たとえ自由の敵が罰せられないまま安らかに死んだとしても、

37) *Ibid.*, p. 452.

38) « Pour la liberté du culte », OMR, t. X, p. 197.

39) *Ibid.*

40) *Ibid.*, p. 196.

最高存在がいつか必ず、不死の魂たちを裁き、報いてくれると期待するからである。このような意味において、「最高存在と魂の不死という観念は、正義に絶え間なく立ち返らせるものだ」、とされているのである。もし、このような宗教的感情を非合理的として追い払うだけで、道徳の基礎となるような他の原理を与えないならば、人民は市民的義務を實踐する動機を失ってしまい、墮落することになる。それゆえロベスピエールは無神論をかくも危険視し、最高存在が実在するという理念を国民すべてが共有することを提案するのである。

3-3 理性に対する不信

しかし、人民は革命によって、人民が主権を握る民主政体としての共和国の創設に向かっているところである。人民の主権によって、神への宗教的感情に頼ることなく、道徳を基礎づけることはできないのだろうか。人民が最高存在に求めているのは、正義の裁きである。人民の主権に基づいて、人民とその代表者が備えている人間の理性によって、正義の裁きを制度化することはできないのか。革命裁判所は、正義の裁きを實踐するために設立されたはずである。

注目すべきは、ロベスピエールが人間の理性に対して不信感を抱いていることである。先の引用では、「自分の情念によって道を誤る各人の個々の理性はしばしば、情念の言い分を弁護する詭弁家にすぎず、人間の権威は人間の利己愛によってつねに攻撃されうる⁴¹⁾」と言われていた。このような不信感はどこから生じたのか。

革命が始まって間もない頃、憲法制定議会において立憲君主政派に対抗して人民主権を唱えていた頃のロベスピエールは、人民の理性を信頼するように力説していた。

41) すでに引用。「Sur les rapports des idées religieuses et morales avec les principes républicains, et sur les fêtes nationales », OMR, t. X, p. 452.

各人の思想がその人の性格と精神の結果であることを、自然そのものが望んでおり、精神と性格のこのような驚嘆すべき多様性を創りだしたのは、まさに自然である。したがって、自らの意見を公表する自由は、あらゆる反対意見を公表する自由以外の何ものでもありえない。諸君がこの自由に幅を与えておくか、あるいは、真理がはじめから、各人の頭からまったく純粹に、まったく裸のまま、外に出てくるようにする手段を諸君が見つけるか、そのどちらかであるはずだ。真理が外に出てくることのできるの、もっぱら、あらゆる真や偽の観念、ばかげた観念や理にかなった観念の間での闘争を通じてでしかない。この混合状態においてこそ、共通の理性〔*raison commune*〕が、すなわち、人間に与えられた善悪を見分けられる能力が発揮され、一方の観念たちを選び、他方の観念たちを棄却するのだ。こうした能力の行使を諸君の同胞から奪い取り、諸君の特別な權威をそれにとって代えたいと思うのか。しかし、過誤と真理を分かち境界線を、いかなる手で引こうというのか。もしかりに、法を作る人々や法を適用する人々が人間の知性よりもすぐれた知性の持ち主ならば、思想に対するこのような支配権を行使することができよう。しかし彼らが人間でしかないのなら、ある一人の人間が、ほかのあらゆる人間の理性に対して、いわば至上の権利を持つということがばかげているのなら、意見の表明に対するあらゆる刑法は、ばかげた沙汰でしかないことになる。⁴²⁾

当時のロベスピエールは、理性に善悪を見分ける能力を見ていた。そしてそのような能力が、人民に共通に備わっているので、立法者たちが人民よりも優れた理性を備えていると主張して、人民が表明した様々な意見や考え方に法的な線引きをしてはならないと考え、出版の自由を制限する法令に反対していたのである。出版の自由と、それによって形成される世論を、当時のロベスピエールは尊重していた。善と悪、正と不正、真と偽の区別は、「共通の理性」を備えた人民の討論によって決められるべき、という実に民主主義的な考えを持っていたのである。

ところがその後、「共通の理性」が発揮されるのを妨げるものがあることを

42) « Discours sur la liberté de la presse », OMR, t. VII, p. 323.

ロベスピエールは知る。それは、「言葉が人間の精神におよぼす支配力」である。

世論は革命に起動力を与えてきた。世論だけが革命を止めることができた。それゆえ各党派は世論を支配するために、当然あらゆる努力をしなければならなかった。隠謀を巡らす輩は、無知の大衆が、政治的な原則を、それを擁護する人の名に結びつける傾向があるのを知っていた。奴らはとくに、民衆の大義をもっとも献身的に守る人々の名誉を傷つけることに専心した。奴らはそれ以上のことをした、自由そのものを中傷したのだ。しかし自由の大義を公に守っている人々までどうやって中傷するのか。それに成功するには、ただひとつの手段しかなかった、それぞれの徳を、正反対の悪徳の色で描き、それ以上に誇張できなくなるまで大袈裟に言うことだった。政治的な集会の組織に適用された哲学の格言を、公的秩序を破壊する理論だと呼び、暴政の転覆を無政府状態と名づけ、革命の運動を混乱、無秩序、分派活動と名づけ、人権の熱烈な要求を扇動的な追従と名づけ、市民の大部分を奴隷状態に追い込む専横な法令への反対を、常軌を逸したあるいは野心に満ちた大袈裟な演説と名づけていた。ひと言でいえば、誠実で称賛すべきことを、おぞましき言葉で卑しめ、隠謀と貴族政のすべての組織を、立派な名称のもとに変装させていた。というも、言葉が人間の精神におよぼす支配力を知っているからだ。⁴³⁾

自由そのものを中傷したのは、ロベスピエールによれば、当時国民公会で支配的であったジロンド派である。ロベスピエール自身が、ジロンド派の新聞で執拗に中傷され、国民公会においても、ロベスピエールこそジロンド派を中傷しており、独裁者になろうとしていると告発された。これにたいしてロベスピエールは、国民公会で発言する機会をジロンド派の妨害にもかかわらずやっとう手に入れ、長大な演説によって自己弁護に成功するのだが⁴⁴⁾、彼に対する攻撃

43) « Sur l'influence de la calomnie », OMR, t. IX, p. 44-45.

44) « Sur les accusations de Roland et de Louvet », « Réponse à l'accusation de Roland », OMR, t. IX, p. 62-75 et p. 77-104.

はその後も誹謗文書によって続けられることになる。先に引いた演説の時点では（一七九二年一月二八日）、ロベスピエールは、中傷に対しては、言葉によって対抗すべきで、真実を述べ続けることによって市民たちを啓蒙できると考えている⁴⁵⁾。しかしその数ヶ月後、革命裁判所の組織について議論された際には（一七九四年三月一〇日）、「主権と平等の原則を攻撃する、自由に対して向けられた一連の公の書き物⁴⁶⁾」を死刑によって処罰することを提案し、新憲法の出版の自由の条項の議論の際には、出版と言論の自由を、革命の時期には制限すべきと述べるにいたるのである。

諸々の革命はふつう、人権を獲得するためになされたが、かくも正しいひとつの革命を成功させるためには、出版の自由を盾にしてたくらまれた共謀を処罰することができる。すでにして諸君は、書き物や演説によって、共和国の不可分性を攻撃するような、あるいは王政の復権をそそのかすような者どもに死を宣告してきた。そのような措置は、穏やかな時期の法制に反するものだが、革命の時期には取るべきだ。なぜなら、そうしないと、法律が法律に反対する共謀者どもを保護してしまうからだ。⁴⁷⁾

注目すべきは、人間の基本的人権として出版の完全なる自由を保証するようであれば主張していたロベスピエールが、「穏やか時期」と「革命の時期」を区別して、「革命の時期」には憲法を宙づりにして、革命の目標から人民を逸らせるような言論は、「穏やかな時期の法制に反する」法令でもって制限しなければならないと提案するようになったことだ。それほどロベスピエールは、言葉が精神に与える影響を危険視するようになったと考えられる。人民が共通に備えていると期待された理性に言論で訴えて、世論を正しい道へと方向

45) « Sur l'influence de la calomnie », OMR, t. IX, p. 60.

46) « Sur l'organisation du tribunal criminel extraordinaire », OMR, t. IX, p. 315.

47) « Sur la liberté de la presse (art. 7) », journal des débats et décrets, no. 214, p. 322, OMR, t. IX, p. 453.

づけることが、それほど難しいと判断するようになったのだ。ロベスピエールを中傷したジロンド派が国民公会から追放された後でも、「寛容派」と「超革命派」の双方から公安委員会は「中傷」され続けた。それゆえロベスピエールは、「最高存在の祭典」を提案して道徳を基礎づけようとする際に、人民の理性とは別のものに頼らざるをえないのである。

道徳上の事柄にかんして、理性的推論によるぐずぐずとした助けをかりずとも、善をなし、悪を避けるように仕向けるような敏速な本能を人間のうちに創造するならば、社会の傑作となろう。⁴⁸⁾

快を求め不快を避ける本能のように、善を求め悪を避ける敏速な本能が人間に備わっていれば、問題はない。たしかに、人間には善を希求し、悪を憎む本能が備わっていると主張することもできよう。しかしながら、各個人が求める善と忌避する悪は個人的なものであって、悪しき情念に影響され、公共の善、公共の悪に合致しないおそれがある。それゆえ、何が公共の善であり、何が公共の悪であるかを決するには、公での討論が必要となる。しかしながら、フランスがどのような道をすすむべきかについて、国民公会でどれだけ意見が割れたことか。国民公会が決議しても、どれだけ批判が寄せられたことか。国王に死罪を決めたのは、本当に善かったのか。対外戦争を始めたジロンド派は、絶対的に悪かったのか。そもそも、これまで革命の要所で市民たちがなした蜂起は、善行と断じることができるのか。国民公会にも、公安委員会にも、公にされたあらゆる異論にたいして反論しつくし、人民すべてを理性的に納得させることができない。それでも、革命は国民公会によって正しい道をすすんでおり、その道から外れた者には正義の裁きが下されると言い続けなければならない。善と悪、真と偽、正と不正を区別する境界線がどれだけ議論のなかで揺れようとも、善と悪、真と偽、正と不正というものがあると信じさせねばならな

48) すでに引用。「*Sur les rapports des idées religieuses et morales avec les principes républicains, et sur les fêtes nationales*», OMR, t. X, p. p. 452.

いのである。最高存在に寄せる人民の宗教的感情に頼らざるをえないという現実、共和国の立法者にとって重くのしかかったに違いない。なぜなら、最高存在の实在を認めさせる法令をだすということは、主権者としての人民も、人民の代表者としての立法者たちも、自分たちのいかなる人間的能力によっても、道德の基礎を据えることができないと告白することになるからだ。自分たちが決める道德律には、「人間よりも優れた力」による「承認」が必要だと認めることになるからだ。主権を握っているはずの人民は、自分たちの主権でもって正義を定めることができない。しかも、最高存在への信仰によって道德を基礎づけようとしても、最高存在が何を為すべきかを教示してくれるわけではない。市民たちが最高存在の实在を認めても、与えられるのは正義の理念だけで、道德律の具体的な内容は知ることができないのである。それでも立法者たちは、市民の徳を鼓舞しなければならない。そのために、提案されるのが国の祭典なのである。

3-4 祭典と道德的快感

ではロバスピエールはどのような祭典を提案するのか。

人々を集めなさい、そうすれば諸君は彼らをより良きものにするだろう。なぜなら、集まった人々は互いに好かれようとするし、そして、自分たちを尊敬すべき者にしてくれる物事によってのみ、彼らは互いに好きになることができよう。彼らの集まりにひとつの道德的で政治的な動機を与えなさい。そうすれば誠実な物事への愛が喜びをともなってすべての心のうちに入ってくるだろう。というのも、喜びがなければ、人々は互いに見つめ合わないからだ。

人間とは自然のなかで最も偉大な事物だ。すべての見世物のなかで最も見事なものとは、偉大な人民が集まった見世物である。ギリシアの国の祭典を語るさいには、決して熱くならないではいられない。しかし、この祭典が目的としていたのは競技でしかなく、そこでは肉体の力、器用さ、せいぜい、詩人や説教師の才能が輝いていた。しかしギリシアがそこに存在していたのである。人々は競技よりも偉大な見

世物を目にしていたのであり、それは観客たち自身であったのだ。それはアジアを制覇した人民であったのであり、この人民は共和主義的な徳の数々によって時おり人類の上にまで高められていた。人々が目にしていたのは祖国を救い、その名を高めた偉大な人物たちであった。父たちが子供たちに見せていたのは、ミルティアデス、アリスティデス、エパメイノンダス、ティモレオンであって、彼らがそこにいるだけで、寛大さ、正義、祖国愛の生きた教えになっていた。

フランス人民にとって、その集まりにより広範な目的とより偉大な性格を与えるのは、どれだけ容易いことであろうか。国の祭典の仕組みが十分に理解されたならば、それはこのうえなく甘美な兄弟愛の絆となろうし、このうえなく強力な再生の手段となろう。⁴⁹⁾

祭典の要となるのは、「再生」という「道徳的で政治的な動機」のもとに集まった市民たちが、互いに見つめ合うことである。この祭典では舞台上で何か教訓的な見世物が上演されて観客が学ぶのではなく、観客自身が互いに姿を見せ合って、互いに見つめ合うことそれ自体によって「より良きものになる」。しかし、いかなる論理でもってそのように考えることができるのか。ロベスピエールは人間の社交性を信じている（「集まった人々は互いに好かれようとする」）。しかしどれだけ人間に社交性があっても、実際に互いに好きになるのは、自分たちを尊敬すべき者にしてくれるものを介してだけであると考えている。それゆえ「道徳的で政治的な動機」を与えなさい、とロベスピエールは言うのである。「道徳的で政治的な動機」とは、フランス人民の「再生」である。この動機に促されれば、市民たちのそれぞれが、互いに気に入られようとして、有徳な人物になるように心を傾けるだろうし、生まれ変わろうとする姿を互いに目にするによって、互いに好きになれるであろう。そうすれば、徳を高めようとする市民たちは喜びとともに相手を見つめ合って、「甘美な兄弟愛の絆」が生まれるだろう。ロベスピエールは、市民たちがともに再生へと向かう姿を互いに見ることによって、道徳的な快感とでも言えるものが生じることを

49) *Ibid.*, p. 458.

期待しているのである。

それでは、祭典で、フランス人民は有徳の士として誰を手本とすればいいのか。提案されている祭典では、ギリシアの祭典のように、「彼らがそこにいるだけで、寛大さ、正義、祖国愛の生きた教えになっていた」偉大な英雄は登場しない。注目すべきは、ロベスピエールがこの長大な演説のなかで、手本となる市民の具体的な例として、すでに死んだ二人の少年しか挙げていないことだ。

一人は、すでにパンテオンに奉られている少年バラである。バラについては、「お前は母を養い、そして祖国のために死んだ⁵⁰⁾」とだけ紹介されているが、かつて次のように言われていた。

死を突きつける一方で、「国王万歳！」と唱えろと要求する悪党に囲まれた彼は、「共和国万歳！」と叫びながら死んだ。この少年は自分の稼ぎで母を養い、自分の心遣いを子としての愛と祖国への愛に振り分けていた。若き者たちの心のなかに、栄光と、祖国と、徳への愛を掻き立て、生まれつつある世代が成し遂げることになる奇蹟を準備するには、これよりも美しい例を、これよりも完璧な手本を、選ぶことはできない。⁵¹⁾

国の祭典を提案する演説では、バラに呼びかけながら、「お前は古代には手本を見出さないが、お前の徳を真似る者たちを私たちのあいだに見出した⁵²⁾」と言われている。もう一人も、ヴィアラという少年で、マルセイユの「連邦主義者」の進行を阻もうとして、「僕は死ぬが、それはどうでも良い。自由のためだ」と叫びながら死んだと紹介され、彼を模倣するように呼びかけられる⁵³⁾。

50) *Ibid.*, p. 460.

51) « Pour que les honneurs du Panthéon soient décernées au jeune Bara », t. X, p. 293.

52) « Sur les rapports des idées religieuses et morales... » avec les principes républicains, et sur les fêtes nationales », OMR, t. X, p. p. 460.

53) *Ibid.*

このように自由のために殉教した者しか手本が示されないのは、それほど、有徳な市民として求められている水準が高いからだ。生きた手本は、いまだにいないのである。来るべき真の市民の理想像は、集まった市民のそれぞれが、歡喜に満ちた他の者たちの顔から推測して、思い描くしかない。しかしながら、理想的な市民たちだけからなるフランス人民がそこに現実にはいないにしても、再生のために心に向け変える人々の集まりが、来たるべき共和国の人民を先取りしながら、実際にそこに現前することはできる。たしかに、来るべき人民がそこに現前するかのように見せる感性的な効果はトリックにはかならない。しかし、そのような芸術的な効果に、道德の基礎づけという精神的問題の解決を、ロベスピエールは託さざるをえなかったのである。「最高存在の祭典」という理神論的市民宗教は、芸術によって人々を結びつける宗教でもあった。

なぜ、このような祭典が「恐怖政治」のまっただなかで企画されたのか。エベールやショーメット、デムーランやダントンといった「超革命派」と「寛容派」の首領は、断頭台に送られるまで多くの市民たちを惹きつける政治的指導者であったし、処刑された後も彼らの死は悼まれていた。国の祭典は、「恐怖政治」によって断ち切られた社会的紐帯を、もう一度結び直すために企画されたと言うことはできよう。

しかしそれだけでは満足しないで、次の点を付け加えておきたい。国の祭典は、人々が喜びながら、悪しき情念と私的関心を否定して、徳と公共の利益のほうへ心に向け変える形式を準備する。この形式は、「恐怖政治」に見出すことのできる心の陶冶の形式と合致する。「恐怖政治」によって怯えさせながら人々を悪徳から遠ざけ、祭典によって喜ばせながら、人々を徳へと近づける。目標は同じである。悪徳へと傾いた人々は罰し、徳へと傾くように人々を鼓舞するこの政治は、いずれの方向も際限がない。どこまで悪徳に傾いたら罰せられるのか、どのような徳を示し続けたら「市民」として認められるかが分からない。「共和国」の敷居はこのうえなく高いのである。

祭典は成功したのか。ロベスピエールが、テルミドールの反動の前に行った最後の演説のなかには、次のようなくだりが見える。

世界で第一級の人民のあのような至高の集会を目にして、地上になおも罪が存在していると誰が信じたか。しかし、あらゆる私的な悪徳が人民の前で消え去るのに、その人民が自分の家庭に帰ると、悪党どもが再び姿を現し、詐欺師の役割が再び始まる。⁵⁴⁾

祭典という公の場で人民がどれだけ私的な悪徳から遠ざかっても、家庭に帰ったら自分たちの私的情念を抑えることはできなかったとロベスピエールは嘆くのである。人々がそうであれば、ルベルチエ流の国民教育の制度をより早く整える必要があるだろうし、「恐怖政治」によってよりいっそう人々を怯えさせる必要があるだろう。事実、「最高存在の祭典」の後、革命裁判所はよりいっそう迅速に判決できるように改組された。このような政治はいつまで続くのか、いつまで続けなければならないのか、と人々は恐れたに違いない。

4 「恐怖政治」の後

「恐怖政治」は、一七九四年七月二七日のテルミドールの反動によって、主たる牽引者であったロベスピエール、サン＝ジュスト、クートンらが処刑されて終わったと言われる。反革命容疑者は釈放され、一〇月二七日には、宙づりにされていた一七九三年憲法が修正のうえ施行されるとともに、新体制が確立する。革命裁判所も「恐怖政治」の責任を追求する役目を担った後、翌年の五月三十一日には廃止される。ロベスピエールが中心になった革命政府は消え、この政府の「恐怖政治」はたしかに終わった。では、革命政府と「恐怖政治」を産み出した精神も、それとともに消え去ったのだろうか。

注目すべきことに、「恐怖政治」を終わらせたテルミドール派による総裁政府においても、国の祭典によって市民を育成する考え方は残った。アルベール・マチエは、総裁政府期に興隆した敬神博愛主義と国の祭典に関する浩瀚な書物のなかで、総裁政府の機関誌に載せられたひとつの記事を、国民教育の一環としての国の祭典について政府が示したプログラムに値するものとして紹介

54) « Contre les factions nouvelles et les députés corrompus », OMR, t. X, p. 561.

している。その記事には、つぎのような興味深くだりが見える。

共和国は存在していたが、共和国を固める啓蒙の光、習慣、制度はいまだに存在していなかった。現在の政府は、法と法の原則の傾向によって、また共和国の存在の利益にかなうように、共和国を固める役目を負っており、この目的のために、公の祭典の有益な動力を用い、気晴らしと見世物の自然な魅力によって、その格言を大切にさせ、共和国の支えとなるのに最も適したいくつかの徳をなんらかの形で上演して、共和国への信仰を快適で馴染み深いものにする義務があった。

自由な諸人民の立法者たちはすべてこの種の電氣的衝動を案配して使う術を知っていた。この種の衝動は、ひとつの人民にまるごと一度に、同じ考え方を、ひとつの徳についての同じ考え方を刷り込み、共通の喜びによって吹き込まれる兄弟愛の精神によってあらゆる市民を同じものにする。それは感受性豊かな魂たちにとって幸福の時であり、魂たちが再生するのを目にするという希望によって前もって嘔みしめられ、魂たちを永遠のものとする追憶によってその後も嘔みしめられるのだ。

こうした制度から滴り落ちる道徳の原則がなければ、立法者が刑法をやたらに振りまいても無駄であろう [……]。⁵⁵⁾

総裁政府が国民教育の一環としての「公の祭典」へどれだけ期待しているかをここに読み取ることができる。ただ、政府の意気込みにもかかわらず、制度化された公の祭典は期待されたほどの効果を発揮せず、長持ちしなかった。だが問題は残る。「こうした制度から滴り落ちる道徳の原則がなければ、立法者が刑法をやたらに振りまいても無駄であろう」。「恐怖政治」だけでは無駄であるからこそ、立法者たちは祭典に頼ろうとした。その祭典もうまくいかないのなら、いかにして道徳の原則を市民に刷り込めばよいのか。

55) *Rédacteur*, vendredi 9 septembre 1796, cité in Albert Mathiez, *La Théophilanthropie et le culte décadaire. Essais sur l'histoire religieuse de la Révolution 1796-1801*, Slatkine, 1975 (réimpression de l'édition de Félix Alcan, 1903), p. 30.

ロバスピエールが愛国者の手本としてあげたバラとヴィアラは、第三共和政すべての時期にわたって、長い間初等教育の教科書に登場することになる。フランソワ・ヴァルテルは、公的初等教育がすべての子に義務づけられた第三共和政期の教育者たちが、なぜバラとヴィアラを好んで教科書に載せようとしたか、時期によってどのように扱われたかについて詳細に論じた後、第二次大戦後この手本が初等教育において廃れていった理由を、次のように説明する。

かくしてバラとヴィアラは、共和主義者たちが、説き伏せなければならなかった国民にたいして、手本として呈示した愛国者の英雄であった後、教科書のなかではしばしば、共和主義的な動機づけを二次的に持ち、戦闘的愛国主義よりも自尊心と個人の勇気を示す例を差し出す、英雄的な子供となった。バラとヴィアラの神話が今日消滅寸前にあるのは、共和主義的ブルジョア階級によって人心に訴えかける主題として創出された後、彼らは徐々にその進歩主義的な内容を剥奪され、しまいには、無用な紋切り型に、さらには、その革命的な含みによって危険なものとなったからだ。⁵⁶⁾

第三共和政における公立の小学校の創設者たちは、共和主義的な価値観をたいいていの場合共有しているブルジョワ階級の師弟だけでなく、農民や労働者階級の師弟に対しても、共和国市民の手本として説得力のある例を選ぶ必要があった。バラとヴィアラは、共和国のために死を選んだという、彼ら個人の意志だけによって他の子供たちと異なり、ジャンヌ・ダルクといった英雄よりも模倣がしやすい。それゆえ、平等と個々人の価値を重んじる第三共和政の教育者は、誰もが模倣することのできる格好の手本としてバラとヴィアラを選んだのである⁵⁷⁾。この手本は、共和主義への動機づけという当初の役割を次第に失

56) François Wartelle, « Bara, Viala. Le thème de l'enfance héroïque dans les manuels scolaires (III^e République) », *Joseph Bara (1779-1793). Pour le dixième centenaire de sa naissance*, 1981, p. 107.

57) *Ibid.*, p. 101-102.

い、自尊心や個人の勇気を称揚するものとして用いられた後、第二次世界大戦後は徐々に廃れていくことになった。それほどフランスでは徐々に、共和政を死んでも守ろうとする愛国主義よりも、すでに自明なものとなった共和政において尊重される個人主義が優勢になっていったのであろう。しかしだからといって、「恐怖政治」期に立法者たちが直面した問題が解決したとはかぎらない。

結論にかえて

「恐怖政治」も「最高存在の祭典」も、共和国が革命の状態にある、すなわち政体がいまだに確立されていない非常事態時に敢行された。革命の状態にあるという現状認識に基づいて、革命政府と例外的司法は正当化された。問題は、革命をいつまで続けなければならないかだ。「革命とは、自由の敵に対する、自由の戦争である」とロベスピエールは言った。「自由の戦争」はどこまで続けなければならないのか。フランス革命は、人民が自由を求めて始まった。王権を停止することによって、人民はたしかに、旧体制の鉄鎖からは自由になった。しかしロベスピエールは、自由になった人民に向けて、なおも「自由の戦争」の続行を呼びかけた。人民はどこまで自由になるように求められたのか。「自由と平等を平和に享受すること」ができる日まで、「正義が君臨する」日まで、革命政府は個々人の「市民的自由」よりも「公的自由」に専心するとロベスピエールは言った。「公的自由」とは何のことだったのか。重視されたのは、私的利益よりも公的利益を優先される「徳」であった。個々人の外に存在する権威からの解放という意味での自由は、もはや問題となっていない。重要になるのは、個々人の内に存在する「自由の敵」、すなわち私的情念、私的関心から解き放たれることである。そのような解放は、いまここにいる「私」の在り方を否定することができるという「自由」によってしか成し遂げられない。この「自由」、自己を乗り越える能力によってこそ、他の人々と共に平等と「市民的自由」を平和に享受することのできる空間は開く。人々が思い描いていた自由とは、たいていの場合、憲法によって護られる個々人の「市民的自由」

由」だったろう。しかし、「市民的自由」だけでは解決できない問題が残ったのである。立法者たちは、人知を超えた神への宗教的な感情に頼って道徳を基礎づけようとしたが、それは、市民的義務の履行を市民たちに促し、それによって正義を行き渡らせるためであった。はたして人民は、神に頼らずとも、自らの主権によって「正義が君臨する」国家を創設することができるのか。創設できていない限り、時がどれだけ経っても、場所が変わっても、人民主権を求める人々は革命を続行するように呼びかけられ、自己陶冶が求められる。たしかに「恐怖政治」も「最高存在の祭典」も危険な陶冶の形式であり、似たような形式が差し出された際には警戒しなければならない。しかし、陶冶の要請それ自体は正当である。人間には自らの在り方を否定することができる能力がある。この「自由」に基づいて、「私」は、恐怖に怯えることなく、祭典に騙されることもなく、どのようにして、どこまで自己を否定し、「私たち」の道徳を自分たちの主権でもって基礎づけることのできる公的な空間を開けばいいのか。「恐怖政治」と「最高存在の祭典」が過去のものとなっても、この問題は残り続ける。